

お客様各位

会津信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設と預金規定改定について

平素は、当金庫業務に関しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび当金庫では、長期間利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、**令和3年8月1日以降に新規で開設いただく普通預金等**について、下記の通り「未利用口座管理手数料」を新設し、これに合わせて預金規定を改定させていただきます。

なお、本手数料は、ご利用のない口座について、未利用の状態となった口座の管理に要するコストの一部をご負担いただくものであり、**常時の入出金や口座振替等でお取引されているお客様の口座が対象となることはありません。**

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の新設について

| | |
|-------------|--|
| 対象預金の種類 | 令和3年8月1日以降に開設された普通預金口座（決済用普通預金口座、総合口座、通帳レス口座を含む）、貯蓄預金口座 |
| 未利用となる口座 | 最後のお預入れ又は払戻し（該当口座のお利息の入金及び本件手数料の引落しを除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用が無い口座 ※紛失、盗難等などによりご利用が停止されている口座も対象となります。 |
| 対象外となる口座 | 次のいずれかに該当する場合は、未利用口座管理手数料の対象とはなりません ・口座の残高が10,000円以上の場合 ・当金庫に定期性預金、投資信託、国債等のお取引がある場合 ・当金庫にお借入れがある場合 |
| 手数料金額 | 年間 1,320円（消費税込み） |
| 口座の自動解約 | ・対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を同手数料に充当した後、同口座を自動的に解約させていただきます。（不足額のご負担はございません） ・ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却及び解約となった口座（キャッシュカード含む）の再利用はできません。 |
| 未利用口座のご案内方法 | ・お客様の口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所に「ご案内」を郵送いたします。 なお、「ご案内」が到達しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・ご案内後、一定期間（3ヶ月）経過後もお取引がない場合に、上記の手数料金額を対象口座から引落しいたします。 |

2. 預金規定改定について

下記条文を普通預金規定（決済用普通預金を含む）、総合口座取引規定、貯蓄預金規定に追加し改定させていただきます。

追加条文＜普通預金規定（決済用普通預金を含む）の場合＞

未利用口座管理手数料

- (1) 令和3年8月1日以降に開設した普通預金口座（決済用普通預金を含む）は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し（第2項に定める手数料の引落しを除く）がない場合には、未利用口座となります。
- (2) この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- (3) 一旦引落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- (4) 前2項により解約された口座の再利用はできません。

※ご不明な点は、窓口等にお問い合わせください。

以上